

令和4年8月18日

各務原市総合事業指定事業者 各位

いつもお世話になっております。

各務原市役所 介護保険課の森と申します。

日頃より市介護保険行政にご理解ご協力をいただきありがとうございます。

介護予防・日常生活支援総合事業につきまして、介護保険最新情報 Vol. 1082 において示されているとおり、令和4年10月以降に「介護職員等ベースアップ等支援加算」を算定する事業所におかれましては、計画書等の提出を、下記および別紙「事務連絡」のとおりご対応いただきますようお願いいたします。

1. 提出書類

(1)

介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算処遇改善計画書（別紙様式 2-1）

(2)

介護職員等ベースアップ等支援加算（施設・事業所別個表）（別紙様式 2-4）

(3)

介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書（別紙 1-1）

(4)

介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表（別紙 1-2）

2. 提出期限

加算を取得しようとする月の前々月の末日（当日消印有効）

（例）令和4年10月から加算を取得しようとする場合：令和4年8月31日

（水）

※提出期限に遅れた場合、本加算の算定はできませんのでご注意ください。

3. 提出方法・提出先

窓口、郵送またはメールでご提出ください。

●窓口：各務原市役所 健康福祉部 介護保険課 施設指導係（本庁舎2階）

●郵送：〒504-8555 各務原市那加桜町 1-69

●メール：kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp

4. 留意事項

令和4年10月1日時点で、介護予防・日常生活支援総合事業において介護職員等ベースアップ等支援加算を算定することができるサービスは、「訪問介護相当サービス（A2）」「通所介護相当サービス（A6）」のみです。「訪問型サービスA（A3）」「通所型サービスA（A7）」については、本加算を算定できませんのでご承知おきください。

5. その他

市ウェブサイトの様式を掲載しておりますので、ご参考ください。

●介護職員等ベースアップ等支援加算について（令和4年10月から適用）

URL：

<https://www.city.kakamigahara.lg.jp/business/kaigohoken/1009119/1015949.html>

●指定事業所の加算の届出について

URL：

<https://www.city.kakamigahara.lg.jp/business/kaigohoken/1009190/1009195.html>

●介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の届出について

URL：

<https://www.city.kakamigahara.lg.jp/business/kaigohoken/1009119/1009135.html>

6. お問い合わせ先

●コード変更について

高齢福祉課 高齢福祉係 TEL：058-383-1779（直通）

●届出について

介護保険課 施設指導係 TEL：058-383-2067（直通）

詳細は別紙「事務連絡」をご確認ください。

ご不明な点等ございましたらご連絡いただけますと幸いです。

以上、よろしくお願いたします。

各務原市役所 健康福祉部

介護保険課 施設指導係 森 優華

TEL 058-383-2067 (直通)

FAX 058-383-6365

mail kaigo@city.kakamigahara.gifu.jp
